

＜基本情報①(自治体情報)＞

都道府県市名 政令都市・中核都市名		奈良県		
高校入試 担当部署名	高校教育課 教育指導係			
TEL	0742-27-9851		FAX	0742-23-4312
URL	https://www.pref.nara.jp/66542.htm			

＜基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)＞

調査担当者名	谷 敏光 (所属: 奈良県外国人教育研究会)
--------	-------------------------

＜全国一覧掲載情報＞

	Ⅰ 全日制高校について						Ⅱ 定時制高校について					
	A.外国人生徒		B.中国・サハリン帰国生徒		C.海外帰国生徒		D.外国人生徒		E.中国・サハリン帰国生徒		F.海外帰国生徒	
	A2-1.措置	A3-1.枠	B2-1.措置	B3-1.枠	C2-1措置	C3-1.枠	D2-1.措置	D3-1.枠	E2-1.措置	E3-1.枠	F2-1.措置	F3-1.枠
1. 設置されているか(2-1、3-1と一致)	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
2. 国籍要件の有無(一部条件がある場合は備考に記入)		なし		なし		なし						
3. 定員の確保がされているか(3-5の記入欄番号①②から1つ選択、枠がない場合は無記入)		定員外＝確保されている		定員外＝確保されている		定員外＝確保されている						

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国・サハリン帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2024年度中について、 当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	有	有
2-1.2025年度の一般入試において、 当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の 場合は「2-1の備考」に明記		×	×	×
2-1の名称				
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限				
2-3.措置の内容				
2-4.2024年度の入試において、当該の措置で、日本語指導 が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
3-1.2025年度の入試において、当該項目の生徒を対象とし た特別入学籍の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の 場合は「3-1の備考」に明記		○	○	○
3-1の名称		帰国生徒等特別措置(2校) 帰国生徒等特別選抜(1校)	帰国生徒等特別措置(2校) 帰国生徒等特別選抜(1校)	帰国生徒等特別措置(2校) 帰国生徒等特別選抜(1校)
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限		小4以上に編入	小4以上に編入	小4以上に編入
3-3.入学籍のある学校数／全学校数		帰国生徒等特別措置(2校) 帰国生徒等特別選抜(1校) ／公立【36】校＋特別支援高等部【10】校	帰国生徒等特別措置(2校) 帰国生徒等特別選抜(1校) ／公立【36】校＋特別支援高等部【10】校	帰国生徒等特別措置(2校) 帰国生徒等特別選抜(1校) ／公立【36】校＋特別支援高等部【10】校
3-4.学校名		帰国生徒等特別措置(高取国際高校・法 隆寺国際高校)／帰国生徒等特別選抜 (国際高校)	帰国生徒等特別措置(高取国際高校・法 隆寺国際高校)／帰国生徒等特別選抜 (国際高校)	帰国生徒等特別措置(高取国際高校・法 隆寺国際高校)／帰国生徒等特別選抜 (国際高校)
3-5.定員 ※該当する方 のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)	帰国生徒等特別措置(2校)は5名(超えて もよい) 帰国生徒等特別選抜(1校)は5名(超えな い)	帰国生徒等特別措置(2校)は5名(超えて もよい) 帰国生徒等特別選抜(1校)は5名(超えな い)	帰国生徒等特別措置(2校)は5名(超えて もよい) 帰国生徒等特別選抜(1校)は5名(超えな い)
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで 合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		帰国生徒等特別措置(2校)は5名(超えて もよい) 帰国生徒等特別選抜(1校)は5名(超えな い)	帰国生徒等特別措置(2校)は5名(超えて もよい) 帰国生徒等特別選抜(1校)は5名(超えな い)	帰国生徒等特別措置(2校)は5名(超えて もよい) 帰国生徒等特別選抜(1校)は5名(超えな い)
3-7.試験内容		英語・数学・作文・面接 部分的にるび付きの問題 (特別選抜1校はさらに英語力面接)	英語・数学・作文・面接 部分的にるび付きの問題 (特別選抜1校はさらに英語力面接)	英語・数学・作文・面接 部分的にるび付きの問題 (特別選抜1校はさらに英語力面接)
3-8.2024年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が 必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		有	無	無
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、 2024年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項な どを記入		9人受験9人合格	受験なし	1名受験1名合格

Ⅱ 定時制高校について				
	D.外国人生徒	E.中国・サハリン帰国生徒	F.海外帰国生徒	
1.2024年度中について、 当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	無	無
2-1.2025年度の一般入試において、 当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		×	×	×
2-1の名称				
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限				
2-3.措置の内容				
2-4.2024年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
3-1.2025年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学校の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		×	×	×
3-1の名称				
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限				
3-3.入学校のある学校数／全学校数				
3-4.学校名				
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択				
3-7.試験内容				
3-8.2024年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、 2024年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入				

Ⅲ 高校入学後の状況			
1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有		
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	☒	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別の教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施	
	☒	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施	
	☒	C.母語(継承語)保持のための授業の実施	
	☒	D.担当教員の加配	
	☒	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用	
	☒	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用	
	☒	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用	
	☒	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)	
	その他の施策	県教委による母語通訳者派遣事業【保護者懇談・家庭訪問・合格者説明会など】	
	上記に該当する実施校の校数等	8校	
補足事項			
2-1.「1-2のA」において 特別の教育課程 での日本語授業を行っている？	いる		
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名			
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか？ ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など			
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入			
4.2024年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	有	2名(うち1名は入学、1名は把握せず)	
5.2023年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	無		

Ⅳ日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	○	
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学 者選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付し ている場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したもの と同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別 入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格を もって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したも のと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の 卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めて いない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は △を記入し、備考に明記	○	
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学 者選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付し ている場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したもの と同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別 入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格を もって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したも のと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、 日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否 か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めな い」のいずれかで記入		
4.外国学校の中等部の卒業生について、2024年度入試において受験(受 検)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」 を記入。把握していない場合は「把握せず」	把握せず	

V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ
※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。
「他地域から皆さんが担当する地域に引越予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること	奈良県では、日本語指導が遅れている。日本語の習得がまったくない子どもへの学校適応と、保護者や課題をおいているかのようだ。特別な教育課程としての日本語指導が一般的になっていないといえる。早急に必要な状態だ。
2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など	
3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください	奈良県外国人支援センター 生活情報 http://www.pref.nara.jp/31743.htm
4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。	
5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。・・・などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。	2024年度受験から、出願方法が、紙ベースからwebのみになった。しかも、具体的な出願方法が知らされたのが、年が明けた1月中旬、出願まで2週間の時点であった。Web上の説明も日本語のみであり、受験生・家族だけでなく、中学校側の教員ら、とりわけ日本語指導に関わった教員への負担が大きくなった。奈良県では日本語指導はほとんどが非常勤であり、多くの場合サービス残業として日本語指導教員に課せられた。 2025年度入試要項で、応募資格が従来は日本籍の外国人も含むことから、「外国人生徒」と記述されていたのに、今年度は「外国籍生徒」に変更された。中学校側からの指摘があって、従来通り日本籍である生徒も応募資格があると弁明した。奈良県外国人教育研究会が、すべての中学校に周知文を発送した。県教委の理解が低いことが明らかになった事象といえる。 奈良県は日本語教育が遅れており、日本語指導の対象は、編入学後の2年間に限られており、日本語指導が必要な子どもにとって、特例枠入試が、高校教育への重要なアクセス手段になっている。しかし、県内で外国人住民が多い地域には、高校で日本語指導を受けれる学校が現在ない。新たな特例枠実施校の設置や、応募資格を日本生まれや、小学校3年までに渡日した子どもへと拡大することが必要だ。
6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致します。	